

上場制度整備懇談会
第21回 議事要旨

1. 日時：平成21年2月24日（火）午後4時から午後5時45分まで

2. 場所：東京証券取引所会議室

3. 議題：

第三者割当及び株式併合に関する事例研究の結果について

4. 議事要旨：

（第三者割当に関する対応の方向性）

- ・ 上場適格性に疑義が生じるような第三者割当については、東証が審査を行うという方向性で良いのではないか。
- ・ 一定規模以上の第三者割当及び支配権の異動を伴う第三者割当については、緊急性が高い場合を除いて株主の納得性を高めるための手続きを求めるという方向性で良いのではないか。

（第三者割当に関する株主の納得性を増すための手続きについて）

- ・ 支配権の異動については、単なる筆頭株主の異動まで含むかどうかなどについてさらに詳細を検討するべきではないか。
- ・ 緊急性が高い場合の例外については、予見可能性を確保するため、どういった場合が例外にあたるのかももう少し具体的にすべきではないか。
- ・ 緊急性が高いというのは、株主の納得性を高めるための手続きを踏んでいる時間もないほど緊急性が高いという意味であり、どの程度の緊急性かはおのずと明らかではないか。
- ・ 緊急性の高い場合の例外の適用については、ある程度プリンシプルベースの方が運用しやすいのではないか。
- ・ 新株予約権の第三者割当の場合でも商品性によっては資金調達性のあるものもあり、緊急性の高い場合の例外が適用されるものもあるのではないか。
- ・ 株主の納得性を増すための手続きとして求める経営陣から独立した者の意見については、何の意見を述べるべきなのかをある程度示す必要があるのではないか。例えば、希釈化であれば、その必要性和相当性が考えられ、また、支配権の異動に関しては、利益相反に関することが考えられるのではないか。

（その他）

- ・ 発行条件の適法性に関して監査役の意見を求めるという対応については、実務上、監査役は意見を言うのは難しいのではないか。
- ・ 適法性の問題は監査役の本来的な職務権限の範囲であり、意見の表明を求めるというのは妥当ではないか。

- ・ C B や新株予約権の発行条件の合理性について開示が十分とは言えないものが多く、開示の充実を求めるべきではないか。
- ・ 株式の第三者割当の発行条件については一定の指針があるが、C B や新株予約権の発行条件については一般に受け入れられている指針のようなものはないので、そういった指針又はベスト・プラクティスを作る議論が必要ではないか。
- ・ 割当先の資金手当てについて開示を求める場合は、その内容をよく検討したほうが良いのではないか。

(株式併合に関する対応の方向性)

- ・ 株主総会における議決権を失う株主が出るような株式併合については、東証が審査を行うという方向性で良いのではないか。

以上

(なお、議事要旨については、東証上場部文責による。)

- 問合せ先 -

株式会社東京証券取引所 上場部企画担当

TEL : 03 - 3666 - 0141 (大代表)